

Unicorn施設利用規約 本規約はUnicorn（以下「当施設」という）の施設利用について定めるものです。

御利用に際しては、本規約の内容を十分に御理解頂き、これを遵守してください。

1.利用者

当施設の会員向け施設及び機材・通信環境等を利用できる者は、以下の通りとします。

1. 本規約および個別に定める「Unicorn会員規約」で定めるUnicorn会員。
2. Unicorn会員の同伴者については、会員1名あたりひとりあたり同伴者3名まで入室可能とする。
3. Unicorn事務局が個別に認めたイベント開催時については、上記とは別に入室可能な者を定めるものとする。

2.利用条件

当施設内における会員が利用できるスペース及び機材等は、創業・起業を考える方や創業者等が、創業準備等を行う目的で行われる活動を対象に、無料で利用提供するものです。上記、利用条件に合わない活動の場合には、事務局が判断して利用をお断りする場合がありますのでご承知おきください。

3.施設利用の制限

次に該当する場合はご利用できません。利用者は当施設の運営主旨を理解し、他利用者との協調と協力のもと施設の安全管理に努めてください。

1. 政治的、宗教的な活動目的での利用
2. 反社会的な団体等の使用
3. 他の利用者に不都合または支障を生じさせるおそれがあると認められるとき
4. 当施設の設備・備品を損傷するおそれがあると認められるとき
5. 当施設の管理・運営上、支障があると認められるとき
6. 前項条件に定める「創業・起業を考える方や創業者等が、創業準備等を行う目的で行われる活動」以外での当施設利用
7. その他、事務局が利用条件に合わない判断した活動目的での利用

4. 施設利用の受付

利用者は当施設受付にて、氏名、所属、入室時刻を所定の方法で記入し、退室時に退室時刻を記入して頂きます。

5. 当施設の所在地と利用時間

所在地： 京都府相楽郡精華町光台二丁目2番地2 株式会社国際電気通信基技術研究所 地下1階

運営時間： 終日利用可能。ただし、株式会社国際電気通信基技術研究所の営業時間外は、通用口からのみ入場可能。なお、年末年始や施設の管理運営上の保守点検日等はお休みとなります。

6. 利用可能設備、備品について

利用者は次の設備の利用が可能です。併記する事項を遵守して利用下さい。

1. 電源の利用：家庭用100Vを提供します。電源タップケーブルよりPC等への電源利用が可能です。

2. 無線LANの利用が可能です。セキュリティ対策は利用者の責任により行ってください。
3. 当施設内、及び建物内は全面禁煙です。建物内に喫煙スペースはありません。
4. 利用時に出たゴミについては原則お持ち帰りください。ゴミの持ち込み、放置はお断りします。
5. 当施設における飲食は原則許可いたしますが、周囲環境への配慮、利用後の衛生保持などモラルをもってご利用ください。事務局が不相当とみなした場合は、退去いただく場合もありますのでご注意ください。

7. 利用者の責務・禁止事項

利用者は次の事項を遵守してください。

1. 利用者は常に善良なる利用者の注意をもって当施設及び設備・備品を利用してください。
2. 利用に際して、当施設の設備及び備品を棄損・汚損・滅失したり、他の利用者に損害を与えたりした場合、直ちに当施設運営スタッフにその旨を連絡し指示に従ってください。この場合、利用者は運営事業者及び相手方の被った損害を賠償しなければなりません。
3. 当施設のある株式会社国際電気通信基技術研究所内のその他の施設（食堂を除く）へ許可なく立ち入らないでください。

8. 同伴者の利用について

Unicorn会員が同伴者を伴って利用する場合、同伴者についても当規約で定める条件が適用されるものとし、同伴者が本規約に違反した場合は、Unicorn会員の責任となり賠償が生じる場合の責任もUnicorn会員が負うものとしします。

9. 免責

1. 利用者が他の利用者の所有物等を棄損・汚損してもUnicron事務局はその損害を賠償する責を負いません。
2. 利用中に生じた利用者の所有物の盗難・棄損については、その原因に関わらず、Unicron事務局はその損害を賠償する責を負いません。
3. Unicron事務局は、事務局の故意または重大な過失によらない火災、盗難、諸設備の故障等による損害について、その損害を賠償する責を負いません。
4. 不測の事故、天災地変及び官公署の命令・指導などにより、当施設の利用が不可能な事態が生じた場合、利用者がこれによって損害を受けてもUnicron事務局はその損害を賠償する責を負いません。
5. 当施設の電源及び無線LANを利用して、パソコン等の不具合、データの消去・漏洩等の事態が生じた場合、利用者がこれによって損害を受けてもUnicron事務局はその損害を賠償する責を負いません。

10. 規約の変更

Unicron事務局は必要に応じ、本規約を変更できるものとしします。

附 則

この規約は、2019年4月1日から施行します。